

---

---

## 平成27年度三浦版CCRC構想検討調査事業仕様書

---

---

### 1 事業名

平成27年度三浦版CCRC構想検討調査事業

### 2 事業目的

三浦市は神奈川県内の市の中で唯一、日本創生会議が発表した「消滅可能性都市」に含まれており、人口減少に危機感を持ちながら、抜本的な解決策が見出せていない状況である。

本事業は、こうした状況を踏まえ、三浦市の持つ食材や景観などといった魅力的なコンテンツを有効的に活用しながら、雇用創出や人口減少抑制に寄与する三浦版CCRC構想を推進し、三浦ならではのまちづくりを行うために検討調査を行うものである。

なお、三浦半島魅力最大化プロジェクト（仮称）における、魅力を最大化する取組の1つである「未病」を治す・健康寿命の延伸」と整合を図った構想とする。

### 3 契約期間

契約の日から平成28年3月31日までとする。

### 4 事業内容

#### (1) 計画準備

事業を適切に実施するために必要な経験等を有する担当者の配置体制を確保するとともに、国内外の先駆的事例について、情報を収集し整理する。

#### (2) 現状調査及び課題整理

三浦市の高齢者及び地域の状況を踏まえた三浦版CCRCのあり方を検討するにあたり、必要となる現状調査及び課題整理を行う。

#### (3) 居住者及び事業者のニーズ調査

居住者となり得る首都圏アクティブシニアにおける三浦市に対するニーズ調査を行い、人口減少抑制や地域経済の活性化等への効果や移住ニーズの有無、具体的な課題等を整理する。また、事業者におけるニーズ調査を行い、事業者進出を促すために求められる規制緩和や減税措置等の課題整理を行う。

#### (4) CCRC展開可能性の検証

市内の人口動向、首都圏から市内への移住に資する地域資源及び社会資源の充足状況、現状の課題等を把握分析の上、三浦市におけるCCRC展開の可能性を検証する。

#### (5) 運営推進機能の検討

CCRCの運営スキームにおいて、行政や地域を含めた連携及び調整体制等の検討を行う。

#### (6) 求められる制度の検討（特区、都市計画、税制度）

CCRCを展開するにあたって、法律面（特区や都市計画等）や税制面などにおいて活用できる可能性のある制度を検討し、整理する。

#### (7) CCRCのメリット及びデメリット整理

CCRCを展開するにあたって、三浦市にもたらす効果及び影響（経済効果や医療費・

介護費等の負担等)について、多面的かつ定量的に分析し、整理する。

(8) 地元住民のメリット及びデメリット整理

CCRCを展開するにあたって、地元住民にもたらす効果及び影響について、多面的かつ定量的に分析し、整理する。

(9) 協議会の設置及び運営支援

三浦版CCRC構想検討調査の実施にあたって、地元住民等の意向を把握し、構想に生かすための協議会の設置及び運営支援を行う。

(10) 構想実現に向けたスケジュール及び課題の整理、課題解決の検討

拠点形成に向けた敷地の整備方法、機能の提供方法、公民の役割分担等について検討するとともに、今後の拠点での事業化に向けて必要となる取り組みやスケジュールについて整理する。

(11) 報告書の作成

(1) から (10) の内容を踏まえ、三浦版CCRC構想としてのとりまとめを行う。  
なお、報告書を作成する過程において、三浦市との協議を調査着手時、中間報告時、成果報告時の計3回以上行う。

## 5 成果品

本事業を完了した時の成果品及び納入場所は、次のとおりとする。

(1) 成果品

ア 成果報告書 10部

イ 成果報告書概要版(リーフレット) 300部

ウ 上記成果品の電子データ(CD-ROM) 1枚

※電子データのファイル形式は、パワーポイントとする。

エ 三浦版CCRCのPR動画(5分程度でナレーション付き)DVD 2枚

(2) 納入場所

三浦市役所政策部市長室(三浦市役所本館2階)

## 6 その他

(1) 受託者は、本事業に関する文献等資料を収集し、十分な調査をすること。

(2) 受託者は、本事業の進行状況等を定期的に報告するほか、本市の求めに応じて報告を行うものとする。

(3) 事業目的を達成するために、本市は、事業の進行状況等に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。

(4) 受託者は、本事業の遂行により知り得た情報については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。

(5) 本事業により得られた成果品及びデータは本市に帰属するものとし、本市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。

(6) 本仕様書に明記されていない事項又は業務遂行に関して疑義が生じた場合は、本市と協議の上、決定する。